

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数） 変更の事前届出について

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について、
下記のとおり取扱基準を定めたので、公示する。

平成18年9月29日

中部運輸局福井運輸支局長 星野 雅則

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類

（1）事前届出書の様式は別紙1とし、次に掲げる書面を添付するものとする。

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、收容能力（面積及び收容余力（余裕面積））を示す書面
- ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ④ 当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する 予定の自動車を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し）
- ⑤ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）
- ⑥ 特定自動運行旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者が増 車する場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面
- ⑦ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し
- ⑧ 安全投資計画及び事業収支見積書（ただし、平成29年3月31日までに事業許可を受けていた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは適用しないも

のとする。)

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出するものとする。

3. 事前届出書の受理等

届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

- (1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業所における一般貸切旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。
- (2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられている人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められる場合。
- (4) 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合。

附 則

- 1. 本件公示は平成18年10月1日から適用する。
- 2. 「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の変更の事前届出について」（平成16年7月29日付け福運支局公示第14号）は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則（平成28年9月30日付け福運支局公示第1号改正）

本件公示は平成28年11月1日から適用する。

附 則（平成30年3月23日付け福運支局公示第3号改正）

本件公示は平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月1日付け福運支局公示第23号改正）

本件公示は令和6年3月1日から適用する。

附 則（令和7年6月10日付け福運支局公示第3号改正）

本件公示は令和7年6月10日から適用する。